

建築基準法に違反している建築物について、次のとおり命令しましたので、同法第9条第13項の規定により公告します。

平成18年8月31日

京都市長 梶本 頼兼

工作物の所在地, 種別及び構造	命令を受けた者 の住所及び氏名	命 令 年月日	命令の内容	根拠条項
京都市南区上鳥 羽岩ノ本町3番 地1 花壇 コンクリートブ ロック積み	京都市南区上鳥 羽岩ノ本町3番 地 津田龍二	平成18年 8月22日	平成18年9月22 日までに、法第42 条第2項の規定に より指定された道 路の中心線（土地 区画整理事業によ り明示済み）から 水平距離2メート ル以内の区域にあ る工作物を除却す ること。	第9条 第1項

(都市計画局建築指導部監察課)